

令和8年9月11日

保護者 様

生徒用新学習用端末の導入と確認事項について

佐賀市立大和中学校
校長 木村 信人
ICT 担当 田中 亮自

日頃から本校教育活動へのご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記にあげておりますように2学期より生徒の新学習端末が導入されます。そこで、新端末の導入に際して、以下の点について保護者様にも確認をしていただきたいと思います。なお、本確認事項は入学年度にご提出いただいた同意書にあった内容になります。

確認事項

- (1) コンピュータウイルス等に感染した場合は、通信量や接続先等を確認することがあります。
- (2) 端末等を第三者へ貸し出すことは禁止です。
- (3) 借用期間後は必ず学校に返却してください。
- (4) 家庭において責任を持って管理し、紛失、故障した場合はすぐに学校に連絡してください。
- (5) 家庭における充電費、通信費はご家庭の負担となります。
- (6) 端末の不適切な利用による情報漏洩等のトラブルが発生した損害については、学校及び教育委員会は責任を負いません。
- (7) 端末の利用は保護者の責任のもと、子どもとよく話し合った上でルールを設定してください。
- (8) 端末の破損等の場合、原則、修理は佐賀市教育委員会が負担します。
 - ただし、借用者の故意、または不適切な扱いにより機器の全部または一部が利用できなくなった場合、修理、購入に係る費用は、原則、保護者の負担となります。
 - 紛失、盗難時は速やかに警察へ届け出てください（証明書提出により弁償は無しとします）。
 - なお、充電アダプター・電源コードを紛失された場合、ご家庭の負担となります。
- (9) フィルタリング機能等の予め設定されている制限を許可なく変更することは禁止します

※今回の新しい端末にはタッチペンが付属しています。大切に扱っていただくとともに、家庭への持ち帰り時に紛失することのないようご指導ください。
もし、紛失した場合は、速やかに学校へ連絡をお願いします。